

令和8年 富士見町 条例

第 11 号

職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例
をここに公布する。

令和8年3月13日

富士見町長 渡 辺 葉

職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例

職員の旅費に関する条例(昭和34年富士見町条例第10号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき公務のために旅行する職員に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦(本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。)における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。)以下同じ。)との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁(常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう
- (4) 遺族 職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (5) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。以下この号において「旅行者等」という。)であって、町と旅行役務提供契約(旅行者等が町に対して旅行に係る役務を出張者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が、公務のため内国旅行又は外国旅行(以下「出張」という。)をした場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対

し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張中に退職、免職、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う出張を必要としない場合を除く。) 当該職員

(2) 職員が出張中に死亡した場合 当該職員の遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第28条第4項又は第29条第1項の規定により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、町の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため出張した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により出張命令の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は傷病その他やむを得ない事情、死亡した場合には、当該出張のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額を支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、出張中天災その他その者の責めに帰することができない事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内の金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(出張命令等)

第4条 前条の出張は、任命権者又はその委任を受けたもの(以下「出張命令権者」という。)の発する出張命令によって行わなければならない。

2 出張命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、出張命令を発することができる。

3 出張命令権者は、既に発した出張命令の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、次条の規定による出張者の申請に基づき、その変更をすることができる。

(出張命令に従わない旅行)

第5条 出張を命ぜられた職員は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令に従って旅行することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令の変更を申請しなければならない。ただし、申請をするいとまがないときは、旅行後、速やかにその旨申し出るものとする。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。

2 特別の職務に従事する者については、前項に掲げる旅費にかえ日額旅費を旅費として支給することができる。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、出張に要する実費を弁償するためのものとして前条に定める種類及び第10条から第16条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法により難しい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費(概算払による旅費を含む。)の支給を受けようとする者及び概算払による旅費の支給を受けた者で、その精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記載した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第3項において同じ。)を含む。以下同じ。)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。この場合において、必要な書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要性が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払による旅費の支給を受けた者は、当該出張を完了した後所定の期間内に、当該出張について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出担当者等は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

- 4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法のものをいう。次項において同じ。)をもって提出することができる。
- 5 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものをみなす。

(職員の旅費の種別及び区分)

第9条 職員の旅費における種別及び区分については、別表第1のとおりとする。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金(1種の職務にある者で、公務のため特に必要とするものに限る。)
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級(1種の職務にある者が移動する場合には最上級)、外国旅行に場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された鉄道により2種の職務にある者が移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(船賃)

第11条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものをいう。以下同じ。)を利用する移動による費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金(1種の職務にある者で、公務のため特に必要とするものに限る。)
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級(1種の職務にある者が移動する場合には最上級)、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された船舶により2種の職務にある者が移動する場合には、最上級の直近下位の級の)の運賃の額とする。

(航空賃)

第12条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃とする。ただし、次の各号に掲げる場合(公務のため特に必要とするものに限る。)は、当該各号に定める額とする。

- (1) 外国旅行の場合であって、1種の職務にある者が、一の旅行区間における飛行時間が8時間以上の移動をするとき 最上級の運賃の額
- (2) 外国旅行の場合であって、2種の職務にある者が、一の旅行区間における飛行時間が24時間以上の移動をするとき 最下級の直近上位の級の運賃の額

(車賃)

第13条 車賃の額は、別表第2に定める定額による。ただし、公務上の必要又は、天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には実費額による。

2 車賃は全路程を通じて計算する。

3 前項の規定により通算した路程1km未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第14条 宿泊費の額は、別表第3に定める宿泊費基準額を上限とし、現に支払った費用とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合には、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から前条までの規定による費用の合計額とする。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う出張に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表第4に定める1夜当たりの定額とする。

2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費について、次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項に定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項に定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、別表第4のとおりとする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費(包括宿泊費のうちこれらに相当するものを含む。)に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。

4 出張者が、出張中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(旅費の調整)

第17条 出張命令権者は、出張者が町以外の者から旅費の支給を受ける場合その他出張における特別の事情により又は出張の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅費の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 出張命令権者は、出張者がこの条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費により出張することが当該出張における特別の事情により又は当該出張の性質上困難である場

合には、別に町長が認める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第18条 出張命令権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項又は第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第19条 支払担当者等は、出張者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 出張者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年富士見町条例第8号)に規定する給料、扶養手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当又はこれらに相当する給与とする。

(補足)

第20条 この条例の実施に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例(昭和34年富士見町条例第10号)(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第2条第1項第3号に規定する出張命令権者が新条例第4条第1項に規定する出張命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の職員の旅費に関する条例(以下「旧条例」という。)第2条第1項に規定する旅行について旧条例第3条第1項に規定する出張命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第2条第1項に

規定する旅行について旧条例第3条第1項に規定する出張命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第3号に規定する出張命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該出張命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が、同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合に適用し、旧条例第2条の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例第18条の規定は、新条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(条例の廃止)

- 6 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例(昭和31年富士見町条例第10号)は、廃止する。

別表第1(第9条関係)

種別	区分
1種	町長 副町長 教育長 町議会議員 教育委員会などの行政委員会の委員 監査委員 その他の特別職
2種	その他の職員

別表第2(第13条関係)

車賃基準額 (1Kmにつき)	30円
-------------------	-----

別表第3(第14条関係)

1 本邦

区分	宿泊費基準額(1夜につき)
北海道	13,000円
青森県	11,000円
岩手県	9,000円
宮城県	10,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円
群馬県	10,000円
埼玉県	19,000円
千葉県	17,000円
東京都	19,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	9,000円
福井県	10,000円
山梨県	12,000円
長野県	11,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	9,000円
愛知県	11,000円
三重県	9,000円
滋賀県	11,000円
京都府	19,000円
大阪府	13,000円

兵庫県	12,000円
奈良県	11,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	8,000円
島根県	9,000円
岡山県	10,000円
広島県	13,000円
山口県	8,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	10,000円
高知県	11,000円
福岡県	18,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	11,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	12,000円
鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円

2 外国

区分	宿泊費基準額(1夜につき)
全ての地	国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)(以下「支給規程」という。)別表第2職務の級が10級以下の者の欄に規定する額

別表第4(第16条関係)

1 本邦

区分	宿泊手当(1夜につき)
全ての地	2,400円

2 外国

区分	宿泊手当(1夜につき)
全ての地	支給規程別表第3に規定する額